

令和6年度普天間・辺野古新基地建設問題等に係るトークキャラバン実施業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和6年度普天間・辺野古新基地建設問題等に係るトークキャラバン実施業務委託

2 委託期間

契約締結の日から、令和7年3月31日まで

3 事業の目的

沖縄県にとって喫緊の課題である普天間飛行場の危険性除去、辺野古新基地建設問題及び日米地位協定の問題について、広く周知・問題提起することにより、これらの解決につながる国民的議論の喚起に向けた気運の醸成を図る。

4 委託業務の概要

- (1) 普天間・辺野古新基地建設問題等に係るトークキャラバンの実施に関する業務一式
(沖縄県外で3回の開催を予定)
- (2) トークキャラバン以外の方法による沖縄県の普天間・辺野古新基地建設問題等に係る新たな情報発信の企画及び実施に関する業務一式

5 トークキャラバンについて

現時点での案であり、実際の内容については実施前に県と調整して決定する。

- (1) 岩国開催（予定）
 - ア 開催場所 山口県岩国市（予定）
 - イ 開催時期 令和6年8月（予定）
 - ウ 来場者数 250名程度 + オンライン視聴者100名程度（予定）
- (2) 大学開催（予定）
 - ア 開催場所 県外（予定）
 - イ 開催時期 令和6年11月（予定）
 - ウ 来場者数 250名程度（予定）
- (3) 県外開催（予定）
 - ア 開催場所 県外（予定）
 - イ 開催時期 令和7年1月（予定）
 - ウ 来場者数 250名程度 + オンライン視聴者100名程度（予定）

(4) 岩国・県外での開催

① 講演会準備、調整等

ア トークセッション参加者の選定、依頼手続

講演会における知事講演の後に、米軍基地問題に係る有識者等によるトークセッション（討論・意見交換）を行い、普天間・辺野古新基地建設問題等について、来場者及びオンライン視聴者の理解を促す。

トークセッション参加者は、大学教授等の有識者や開催地における著名人等及び SNS 等において若年者への影響力を持つ者のうち、市民に分かりやすく普天間・辺野古新基地建設問題等を伝えることが可能な者を 3～4 名程度提案すること。（最終的な登壇者は県と協議の上決定する。）

イ 県、トークセッション参加等との事前調整及び調整に必要な資料の作成

ウ 会場の確保、司会手配、SNS 等インターネットを活用した事前周知など必要な業務

エ 講演会開催時の配付資料の作成

オ 講演会告知のための広告制作、掲出、新聞への広告掲載、その他想定来場者数に到達するための集客活動

カ 調整録作成、準備状況や集客状況などの定期報告

② 講演会開催

講演会を開催し、講演会来場者やオンラインでの視聴者等に沖縄の基地問題について理解を深めてもらう機会を提供する。

ア 当日業務（参加者受付、司会、トークセッション参加者等のアテンド、動画撮影及びオンライン配信に必要な機器の手配及び運用、音声の録音、会場写真撮影等）、来場者やオンライン視聴者の集計等

イ 会場使用料や開催地で必要となる消耗品等の必要経費及びトークセッション参加者への謝金及び旅費の支払

ウ 講演会の実況中継（オンラインを活用したライブ配信・DVD への収録）

なお、開催の告知後、突発的な事情等により開催を中止とした場合は、参加者への告知や関係者への連絡、各種手配など、必要な対応を行うこと。

エ 議事録の作成

③ マスコミキャラバンの実施

普天間・辺野古新基地建設問題等を広く周知するため、開催地の知事や市長のほか、地元マスコミ各社を訪問し、意見交換等を行う。

ア 県及び訪問先との日程や内容の事前調整、調整に必要な資料の作成

イ 実施に係る行程の提案及び移動手段等の手配、当日のアテンド

- ウ 議事録の作成
- エ マスコミ各社訪問に係る移動手段等の必要経費の支払い
- オ その他効果的な内容の提案

(5) 大学での開催

① 講演会準備、調整等

ア トークセッション参加者の選定、依頼手続

講演会における知事講演の後に、米軍基地問題に係る有識者等によるトークセッション（討論・意見交換）を行い、普天間・辺野古新基地建設問題等について、来場者の理解を促す。

トークセッション参加者は、大学教授等の有識者や開催地における著名人等及び SNS 等において若年者への影響力を持つ者のうち、若者に分かりやすく普天間・辺野古新基地建設問題等を伝えることが可能な者を 3～4 名程度提案すること。（最終的な登壇者は県と協議の上決定する。）

イ 県、トークセッション参加等との事前調整及び調整に必要な資料の作成

ウ 会場の確保、司会手配、SNS 等インターネットを活用した事前周知など必要な業務

エ 講演会開催時の配付資料の作成

オ 講演会告知のための広告制作、掲出、新聞への広告掲載、その他想定来場者数に到達するための集客活動

カ 調整録作成、準備状況や集客状況などの定期報告

② 講演会開催

別途沖縄県が指定する大学において講演会を開催し、次世代を担う若者に対して沖縄の基地問題について理解を深めてもらう機会を提供する。

ア 当日業務（参加者受付、司会、トークセッション参加者等のアテンド、動画撮影に必要な機器の手配及び運用、音声の録音、会場写真撮影等）、来場者の集計等

なお、オンラインを活用したライブ配信については必須としない。

イ 開催地で必要となる消耗品等の必要経費及びトークセッション参加者への謝金及び旅費の支払

ウ 議事録の作成

(6) トークキャラバン実施報告書の作成、情報発信

① トークキャラバン実施報告書の作成（県ホームページ掲載用データも併せて提出すること）

② 講演会動画の編集

6 普天間・辺野古新基地建設問題等に係る新たな情報発信の企画及び実施について

トークキャラバン以外の方法で、多くの方々に沖縄県の普天間・辺野古新基地建設問題等に係る正確な情報を伝えるための新たな企画を提案すること。

※提案された企画の実施を保証するものではなく、委託契約締結後、予算の範囲内において企画の見直しや変更を指示する場合がある。

※提案に当たっては、活動数や成果目標等を具体的かつ定量的に示すこと。

<提案の例>

- 普天間・辺野古新基地建設問題に関するこれまでの経緯を学べる連続短編動画の制作（予算額・テーマ・1本当たり再生時間・動画本数・視聴数目標等を明記）
- 大学生を対象とする普天間・辺野古新基地建設問題に関する連続講座の実施（予算額・テーマ・講師・開催地・実施時期・1回当たり時間数・実施回数・延べ受講者数目標等を明記）
- 普天間・辺野古新基地建設問題に現地で考えるバスツアーの実施（予算額・行程表・移動中の説明テーマ・実施時期・1回当たり参加人数・実施回数・延べ参加者数目標等を明記）

7 積算条件

積算に当たっては、以下の項目及び条件で行うこと。

人件費には、全ての業務に直接必要となる者の時給単価及び時間数を記載し計上すること。また、その他の経費についても各単価を明記すること。

なお、これは積算のための条件であり、実際の実施にあたっては、県と協議のうえ決定すること。

(1) 講演会準備、調整等

県及びトークセッション参加者との日程や内容の事前調整等

県、トークセッション参加者等との事前調整に要する作業（調整資料、記録作成等含む。）

① 会場の確保及び司会等手配など開催に必要な業務

講演会の進行を行う司会、手話通訳者等を手配すること。

② 講演会配付資料の作成

③ 講演会告知に係る広告活動及び集客活動

講演会の事前告知に係る広告物の制作、掲出、新聞への広告掲載等、SNS等インターネットを活用した事前告知の他、適宜その他の手段も活用して、想定来場者数に到達するよう集客活動を行うこと。

(2) 講演会開催業務

① 講演会次第（案）

現時点での案であり実際の内容については実施前に県と調整して決定する。

（120分程度）

- ・開会挨拶（3分程度）
- ・知事講演（30分程度）
- ・トークセッション（60分程度）
- ・質疑応答（25分程度）
- ・閉会挨拶（2分程度）

② 当日業務等

講演会においてプロジェクターや、オンラインによるライブ配信機器、DVD収録等に係る機器を準備すること。

(3) マスコミキャラバンの実施

岩国・県外開催（予定）では、講演会の実施にあわせて、普天間・辺野古新基地建設問題等を広く周知するため、開催地の知事や市長のほか、地元マスコミ各社を訪問し、意見交換等を行う。

- ① 県及び訪問先との日程や内容の事前調整、調整に必要な資料の作成
- ② 実施に係る行程の提案及び移動手段等の手配、当日のアテンドに係る経費
- ③ 議事録の作成
- ④ その他効果的な内容の実施に係る経費

(4) トークキャラバン実施報告書の作成、情報発信等

- ① トークキャラバン実施報告書の作成（紙媒体及び電子データ）
- ② 講演会動画の編集
- ③ その他事業実施に必要な経費は全て積算すること

(5) 一般管理費

一般管理費は、（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10%以内とすること。

※再委託費とは、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる（委任又は準委任）ために必要な経費をいう。（例）ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等

(6) 消費税

積算書に添付する見積内訳は、消費税を除いた額で積算を明記すること。

上記(1)から(5)の積算に対する消費税（10%）を計上すること。

(7) 総額

上記(1)から(6)までを合計した総額を示すこと

8 事業実績報告書の提出

受託事業者は、委託業務の完了後、講演会及びマスコミキャラバンの議事録を含む事業実績報告書を提出する。（紙媒体5部及び電子データ）

委託業務の実施により得られた著作権等がある場合には、事業実績報告書において明示し、沖縄県に引き継ぐものとする。

9 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることが出来ない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、予め県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

[契約の主たる部分]

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、以下の通りとする。

ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応

イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務。ただし、その業務の範囲においては、県と事前に協議を行い、確認すること。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

[その他、簡易な業務]

- ア 資料の収集・整理
- イ 撮影・複写・翻訳・印刷・製本
- ウ 原稿・データの入力及び集計
- エ 文字書き起こし・議事録作成
- オ ホームページ、広報媒体作成

10 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で、事業実施に要した経費を精算するものであるため、次の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託料の支払については、委託業務に係る経費の支出額、支出先、支出目的を明らかにする証憑書類（領収書など）を沖縄県が検査し、精算額を確定させた上で支払うものであること。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載しておくこと。
- (3) 委託業務に係る経費の証憑書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した日の属する年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理保管しておくこと。
- (4) 委託料の支払方法は、精算払を原則とし、必要に応じて概算払に応じるものであること。ただし、概算払を希望する場合は、年間の事業計画に即した概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (5) 委託業務の実施に当たって、財産の取得は認めない。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 成果物の著作権及び所有権は、県に帰属する。この場合において、本業務の実施に当たり、第三者の著作物その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (3) 委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、使途を明らかにすること。これを満たさない場合は当該委託費を減額する場合がある。
- (4) 成果品に本件受託事業者の誤りによる欠陥・訂正事項が発見された場合は、自己の負担において速やかに訂正し、提出するものとする。
- (5) この仕様書に疑義を生じた場合、あるいは記載のない事項については、沖縄県と協議して定めるものとする。